指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。 ［略］	法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。 ［同左］
［８～11　略］	［８～11　同上］
（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）	（「地域社会再生事業費」に係る数値の算定方法等）
第十九条の十四の三　［略］	**第十九条の十四の三**　［同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］
５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数がある	５　第三項の規定に基づいて行う経常態容補正は、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数がある